

令和3年度
第3回福島県森林審議会議事録

日時：令和3年11月29日（月）
場所：杉妻会館 4階 牡丹

福島県農林水産部
森林計画課

令和3年度第3回福島県森林審議会議事録

1 日 時 令和3年11月29日（月） 13時30分～15時10分

2 場 所 杉妻会館 4階 牡丹

3 出席者

（委 員）

藤野正也会長、緑川平壽部会長、今野万里子委員、齋藤久美子委員、齋藤澄子委員、酒井美代子委員、白岩和子委員、関奈央子委員、田坂仁志委員、豊田新一委員

〔※下線部の4名の委員は、リモートで参加しました。〕 (以上10名)

（福島県）

農林水産部次長（森林林業担当）、農林総務課長、農林企画課長、森林計画課長、森林整備課長、林業振興課長、森林保全課長、県北農林事務所森林林業部長、県中農林事務所森林林業部長、県南農林事務所森林林業部長、会津農林事務所森林林業部長、南会津農林事務所森林林業部長、相双農林事務所森林林業部長、いわき農林事務所森林林業部長、林業研究センター所長

〔※下線部の7名の職員は、リモートで参加しました。〕 (以上15名)

4 議 事

（1）議案第1号

ア 会津地域森林計画の樹立について

イ 磐城、阿武隈川及び奥久慈地域森林計画変更について

ウ 地域森林計画の樹立及び計画変更に対する意見等について

（2）報告事項

森林環境放射性物質モニタリング調査の結果について

5 その他

連絡事項

6 閉 会

7 発言者名、発言者ごとの発言内容

以下のとおり

<p>司会 (嵯川総括主幹)</p>	<p>それでは定刻となりましたので、始めさせていただきますと存じます。 本日は大変お忙しい中、福島県森林審議会に御出席いただきありがとうございます。 進行役を務めさせていただきます、森林計画課総括主幹の嵯川と申します。 よろしくお願いいたします。 それでは、ただ今より、福島県森林審議会を開催いたします。 始めに、藤野会長に御挨拶をお願いいたします。</p>
<p>藤野会長</p>	<p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中、当森林審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。 本日の審議会におきましては、11月22日付けで福島県知事より諮問を受けております「会津地域森林計画（案）並びに磐城、阿武隈川及び奥久慈地域森林計画の変更（案）」について、審議を行うものであります。 また、10月21日に実施いたしました会津地域の現地調査では、福島県立会津農林高等学校及び農事組合法人会津きこの工房を視察し、地域内の森林・林業の現状や先進的な取組について調査いたしました。 準備や説明をいただきました会津農林事務所を始め、職員の皆様に感謝申し上げます。 委員の皆様には、事前に御意見をいただいているところですが、本日はその反映状況の確認など、計画（案）について審議し、答申書の取りまとめを行いたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>司会 (嵯川総括主幹)</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、農林水産部長より挨拶申し上げます。</p>
<p>農林水産部次長 (丹治次長)</p>	<p>森林林業担当次長の丹治でございます。 本日、臨時議会が開催されておまして、部長が出席出来ませんので、私の方から代読をさせていただきます。 令和3年度第3回福島県森林審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。 委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、リモートでの参加を含め御出席いただき、誠にありがとうございます。 また、日頃、本県の森林・林業行政の推進に御理解と御協力を頂いておりますことに重ねて感謝申し上げます。 さて、今月7日には、第69回全国植樹祭の開催理念を引き継ぐ「第4回ふくしま植樹祭」を浪江町請戸の海岸防災林において開催しました。約千人の方々に御参加いただき、未来へつなぐ希望の森林づくりへの思いと復興が進む本県の姿を発信することができました。 今後とも、植樹活動を通じて森林づくりの共感の輪を広げてまいります。 本日は、本県の森林・林業施策の方向性を定め、計画的な森林施業による</p>

適正な管理や、市町村・森林所有者が作成する計画の指針となる地域森林計画について、御審議をいただくこととしております。前回の審議会で答申案をお取りまとめ頂いた「新しい福島県農林水産業振興計画」や令和3年6月に変更があった「全国森林計画」に即した内容で原案を作成しておりますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

また併せて、継続的に調査をしております森林における放射性物質の推移や今後の予測についての報告をさせていただくこととしております。

委員の皆様には、忌たんのない御意見等を賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

本日は、よろしくお願いいたします。

令和3年11月29日、福島県農林水産部長 小柴宏幸、代読でございます。

本日は、よろしくお願いいたします。

司会
(萩川総括主幹)

ありがとうございました。

それでは御手元の資料の御確認をお願いいたします。

御手元のファイル、青色のインデックスのところに、配付資料一覧表を御覧ください。

本日の審議会資料は、上から「次第」、「出席者名簿」、「座席表」、「委員名簿」、それからインデックスが付いてございますけども、赤のインデックスですが、資料1から資料7、そして青のインデックス参考1から参考4、最後に地域森林計画に関する諮問文の写しでございます。

御確認をお願いいたします。お揃いでしょうか。

それでは次に、次第の4、委員の出席状況について、御報告させていただきます。福島県森林審議会出席者名簿の方を御覧いただきたいと思っております。

本日は前回同様に、リモートによる開催形式としてございます。

リモートにて参加いただいている委員の皆様は、出席者名簿の氏名に下線を付けてございます。

今野万里子委員、酒井美代子委員、関奈央子委員、豊田新一委員の4名の方々となっております。

また本日、阿部恵利子委員、荒川敦郎委員、遠藤忠一委員、大宅宗吉委員、田子英司委員の5名の方々からは、欠席の御報告を頂戴してございます。

以上、委員総数15名のところ10名の出席となっており、福島県森林審議会規程第4条に定める委員の過半数の出席を得ておりますので、当審議会は有効に成立しております。

なお、県側の出席者でございますが、出席者名簿のとおりとなっておりますので、御確認願いたいと思っております。

それでは、続きまして次第の5、議事に移らせていただきます。

福島県森林審議会規程第5条により会長が議長となりますことから、藤野

会長に議事進行をお願いいたしたいと存じます。

それでは藤野会長よろしくをお願いいたします。

議長(藤野会長)

それでは、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

始めに審議会規程第7条第2項により、議事録署名人を2名指名いたします。

齋藤久美子委員と齋藤澄子委員によりをお願いしたいと思います。

次に議事に入らせていただきます。

本日の議事案件は、知事から11月22日に諮問を受けております「地域森林計画に関する事項」となっております。

議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(宗方主幹)

森林計画課主幹の宗方と申します。よろしくをお願いいたします。

説明に入ります前に、資料の修正について、お知らせしたいと思います。

委員の皆様には、直前となりましたが、郵送により訂正表と差し換えの通知をさせていただいております。

具体的には、会津地域森林計画書(案)の人工造林実績の誤記であり、4ページの2の(3)の一行目後半、実績は人工造林195ha(23%)と表記していましたが、248ha(30%)に修正しております。

また、造林面積全体につきましても、実績883haを936haに修正しております。

同様に参考資料193ページで、これから説明するスライド参考2につきましても、該当する部分を修正しております。

御迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。

それでは説明の進め方でございますが、始めに、議案第1号のアの会津地域森林計画(案)の説明を行った後、イの磐城、阿武隈川及び奥久慈地域森林計画(案)について、説明をしていきたいと思っております。その後、ウの縦覧等の結果並びに委員の皆さんから事前にいただきました御意見とその対応について説明させていただきます。

それではスクリーンの方を御覧ください。

なお、説明に用いる画像につきましては、御手元に参考2のスライドが準備しており、お配りしておりますものを御覧いただきますようお願いいたします。

それでは、2ページを御覧ください。

まず始めに、地域森林計画の概要になります。

森林法に基づき、知事が全国森林計画に即して、5年ごとに10年を1期として立てる計画で、地域に応じた森林の整備・保全の目標等を明らかにするものでございます。

また、市町村長が立てる市町村森林整備計画の指針ともなります。

本県においては、磐城、阿武隈川、奥久慈、会津の4つの計画区があり、

今年度は会津地域森林計画区の樹立となります。

計画区合計の私有林面積は56万5千haで、県土面積の41%を占めております。

次に、地域森林計画の位置付けについてです。

左側が県の各種計画の体系になります。

県全体の振興計画となる福島県総合計画、その部門別計画として、委員の皆様にご意見をいただいた農林水産業振興計画があり、これに即して各種事業計画が立てられております。

また、本県の土地利用の方向性を示す、国土利用計画、土地利用基本計画がございます。

続きまして、右側が森林計画制度の体系になります。

森林・林業基本法に基づき、政府が長期的かつ総合的な施策の方向、目標を示しました。

森林・林業基本計画を立て、これに即して、農林水産大臣が全国森林計画を立てます。

更にこれに即しまして、私有林においては地域森林計画を定め、国有林では国有林の地域別の森林計画が立てられます。

地域森林計画に適合した形で、市町村におきましては市町村森林整備計画、更に森林所有者等におきましては森林経営計画が策定されています。

なお、地域森林計画は農林水産業振興計画、土地利用基本計画との調整を図りながら策定をしております。

上位計画となります森林・林業基本計画及び全国森林計画について、御説明していきたいと思っております。

両計画は、令和3年6月に閣議決定されております。

森林・林業基本計画は、森林を適正に管理し、林業木材産業の持続性を高めながら成長発展させ、2050年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済を実現するために、森林資源の適正な管理や利用、新しい林業に向けた取組の展開など、5つのポイントで施策を進めることとしております。

全国森林計画は、新たな森林・林業基本計画を踏まえ、木材等生産機能維持増進森林における再造林の促進などの記述を追加し、また、伐採立木材積や造林面積等の各種計画量について、森林・林業基本計画に即した見直しを行っております。

そして下段の地域森林計画は、両計画の見直しを踏まえまして、記述等の追加、計画量の変更を行っているところです。

次に、会津地域森林計画の前期計画、前の計画の実行結果と今後の取組について説明いたします。

計画量に対する実行割合は、伐採材積が137%、間伐面積が69%、造林面積が18%、林道開設が18%となっております。

会津森林計画区の課題は、放射性物質の影響を受けた森林環境の回復、森

林資源の適正化、自然環境の保全など公益的機能の維持、効率的かつ安定的な林業経営の4つとなりまして、これらの課題を踏まえ、今回の樹立に当たっての取組は、丸印の1から4にありますように、1点目としては、東日本大震災及び原子力災害からの復興、2点目として森林資源の質的な充実、3点目として森林の有する多面的機能の持続的な発揮、4点目として持続可能な林業経営の確立の4つの事項を重視しております。

これより計画策定に当たって重視している各事項について、説明していききたいと思います。

まず1点目の東日本大震災及び原子力災害からの復興です。

森林環境回復の推進を図るため、ふくしま森林再生事業により、間伐等の森林の整備、丸太筋工等による放射性物質の拡散抑制に取り組むほか、広葉樹林の整備、里山の整備に向けた取り組み等を推進します。

また、新たな木材需要の創出を推進するため、未利用間伐材等を木質バイオマス発電所等で利用することや新たな利用を図るためのCLT、集成材などの製品開発、また木造公共施設等への利用など県産材の需要拡大を図ります。

2点目の森林資源の質的な充実についてです。

県内の人工林は、利用可能な高齢級林分が増加している一方で、若齢級林分が少なく、偏った齢級構成となっております。

面的なまとまりを持った森林経営に向け、主伐・更新による森林資源の適正化を図るために、施業の集約化に加え、森林組合による保育・経営の活性化等の推進、森林GISの活用や林地台帳の作成等による森林関連情報の整備・提供、利用可能な高齢級林分の更新を推進します。

また、再造林等による的確な更新確保に向け、造林コストの低減や路網整備の推進、育成複層林や長伐期化への誘導を進め、多様で健全な森林へ誘導し、森林資源の質的な充実を図ります。

次に、3点目の森林の有する多面的機能の持続的な発揮です。

豊かな森林の恵みを次世代に引き継ぐため、長期的な視点に立って、森林の状態を的確に把握するとともに、森林資源の現況に応じた適正な森林施業の実施や森林環境の保全を推進し、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるものとします。

計画では、森林の有する機能として、「水源涵養機能」、「山地災害防止／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」、「木材等生産機能」を紹介し、各々の望ましい森林の姿を記述しております。

4点目として、持続可能な林業経営の確立です。

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、路網と高性能林業機械との組み

合わせによる低コスト作業システムの導入、人材の育成・確保、地域一帯となった県産材の供給体制整備、木材製品の安定的な供給、特用林産の振興により持続的・安定的な林産物の生産を推進します。

以上4点が計画策定に当たって重視している事項となります。

次に、会津森林計画区の森林資源の概要です。

会津森林計画区における森林面積は約44万6千haで、計画区の総土地面積の約82%を占めており、県内の計画区の中で最も高い割合となっております。

森林面積のうち24万1千haが民有林で、森林面積の54%を占めております。

民有林のうち人工林は5万6千haと、全体の23%を占めており、県平均の人工林率36%を下回っております。

樹種構成では75%がスギで、次いでカラマツが15%となっております。

資源量は年々増加し、令和3年度現在、平成8年の1.8倍の5千2百万m³となっております。

人工林は高齢林化して、人工林の75%が10齢級以上と本格的な利用期を迎えている一方で、7齢級以下の若齢級が7%と少ないことから、資源の平準化が課題となっております。

次に、森林整備の推移です。

伐採立木材積について、主伐材積は増加傾向、間伐材積はほぼ横ばいの傾向にあります。

間伐面積の推移は1,400haで推移しております。

ha当たりの間伐材積は、高齢級林分の間伐により、やや増加の傾向となっております。

次に、人工造林面積及び林内路網の延長の推移です。

人工造林面積は、年度ごとのばらつきはございますけれども、40ha前後で推移しております。

林内路網整備の延長は、林道開設の延長が令和3年度まで72km、作業道整備延長が431kmとなっております。

森林整備と一体的に作業道の整備が進んでおり、作業道の実績が伸びております。

次に、保安林指定面積及び治山事業量の推移となります。

保安林指定面積は、平成24年度の約7万5千haから年々増加しまして、令和3年度には75,760haと、計画的に保安林の指定を進めております。

治山事業量は災害復旧が進んだため、平成24年度の事業費から若干減少しており、令和3年は推定値ではございますが、12億2,200万円となっております。

次に、会津地域森林計画の各計画量となります。

当計画量は、計画期間10年間の値となっております。

まず始めに、主伐材積、間伐材積と間伐面積、人工造林面積、天然更新面積です。

主伐、間伐材積は現計画期間の伐採材積及び森林面積や林齢等を勘案しつつ、全国森林計画に即し計画しております。

間伐面積については高齢級化しているため、計画量を現計画比89.3%に下げしております。

人工造林、天然更新面積については、全国森林計画に即して設定しております。

次に、林道の開設及び拡張に関する計画です。

林道の事業計画との調整により計画し、開設は新設75路線、約116km、改良が20路線、約5.3kmの計画されています。

拡張は、改良が102路線、約6.3km、舗装が57路線、約163kmの計画です。

次に、保安林面積及び治山事業の計画です。

保安林面積の計画量について、水源涵養は54,266ha、災害防備は26,189ha、保健・風致は3,351haを計画しております。

治山事業の計画量は、事業の重要性、緊急度等を勘案しまして、治山事業計画と調整し、341地区を計画しております。

次に、10月29日公表されました只見柳津県立自然公園の国定公園の編入等になります。

青柾の県立自然公園の区域が、越後三山只見国定公園に編入となったことから、左上の表のとおり制限を受ける森林について記載しております。

なお、凡例に記載しておりますように、赤色の第2種特別地域は施業方法が択伐となり、黄色の第3種特別地域及びオレンジ色の普通地域は、特に施業の制限はございません。

次に、磐城・阿武隈川・奥久慈計画区における変更内容について、説明いたします。

始めに、各計画区の対象森林面積の変更です。

磐城計画区は、海岸防災林の完成により、6市町で計64haの増加、災害公営住宅等の林地開発の完了により、4町で計35haの減少となります。

阿武隈川計画区は、太陽光発電施設等の林地開発の完了により、4市村で計144haの減少となります。

奥久慈計画区は、太陽光発電所敷地造成の林地開発の完了により、棚倉町で14haの減少となっております。

写真は、主な林地開発完了地区の状況です。

磐城計画区は、上段左の広野町のサッカーグラウンド造成、上段右側の浪江の災害公営住宅、阿武隈川計画区は、下段左の西郷村の太陽光発電施設、奥久慈計画区は、下段右の棚倉町の太陽光発電敷地造成となっております。

次に、各地域森林計画に係る伐採造林の計画量の変更です。

伐採計画量については、県の農林水産業振興計画の目標値と整合を図るとともに、全国森林計画の計画量に即して変更しております。

人工造林及び天然更新についても、全国森林計画の計画に即して変更しております。

次に、林道の開設及び拡張に関する計画です。

林道の事業計画との調整を図り、表に記載したとおり、路線数・延長を変更しております。

森林整備の推進や路線の老朽化などにより、各計画区ごとに路線数及び延長が増加しております。

次に、各計画区の保安林面積及び治山事業の計画量です。

保安林の指定と解除の面積は、阿武隈川計画区で増となっております。

治山事業の計画量についても令和元年度の台風19号の復旧等により、磐城計画区では17地区、阿武隈川計画区では7地区、奥久慈計画区では3地区で増加しております。

以上が各計画区の変更内容の説明でございます。

最後になりますが、地域森林計画樹立・変更に係るスケジュールです。

本日、森林審議会の答申をいただきましたらば、今後、農林水産大臣への協議を行い、同意を得た上で、12月10日付けでの樹立及び変更について、同日付で公表を予定しております。

会津地域森林計画樹立（案）及び磐城、阿武隈川、奥久慈森林計画の変更（案）については、以上のとおりです。

次に資料5により、地域森林計画樹立及び変更（案）に対する意見やパブリックコメントの結果について、説明していきたくと思います。

資料5の2ページを御覧ください。

パブリックコメントについては、意見募集期間の令和3年10月18日から11月19日まで行いましたけれども、意見はありませんでした。

2番から6番のように、関係市町村長から森林審議会委員の皆様までの意見については、御覧のような件数で合計18件の意見がございました。

3ページを御覧ください。

市町村の方からは、6件の意見等がございまして、1番目の古殿町からは、伐採届で20haまで皆伐可能と捉えられるため、記載をなくしていただきたい。また、保残帯の基準も記載していただきたいということについては、対応として森林計画課から、皆伐面積の限度については、森林法施行規則において20haを超えないよう規定されており、それらを参考としながらもその森林について記載をしているところです。保残帯については、伐採跡地の連続性の回避等において、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するような記載をしているところです。

2番目として、同じく古殿町から伐採地の30%の面積、伐採する際に間伐として伐採届出を提出する例が多く見られる。イメージ図を記載していただきたいということについては、対応として同じく森林計画課から御意見の事例は、次の皆伐となりますので、伐採及び伐採後の造林届出等の制度に関する市町村事務マニュアルを参考にしながら御指導をお願いしたいとの対応となります。

3番目として、下郷町からは林地開発について、市町村に情報が共有されていない。市町村と連携し林地開発許可制度を運用していく旨の加筆をするべきということについて、森林保全課からは、林地開発の許可に当たりましては、関係市町村長の意見を聞かなければならないということになっているということと、許可等の決定の際については、改めて関係市町村に対して通知するという回答となっております。

4ページを御覧ください。

4番目の下郷町からは、森林病虫害の被害について広域的に目標を立て、一体として対策する旨の加筆をするべきところについて、対応として森林保全課からは、森林病虫害の駆除及びその他の森林の保護に関する事項に記載しており、地域と連携を図りつつ総合的に推進していきたいというような回答です。

5番目、同じく下郷町からですけれども、保安林の指定施業要件のうち、間伐に関して、いまだに10分の2に設定されている箇所が多い。全域での指定施業要件の見直しを行い、森林の適正管理を行う旨の加筆が必要であるところについては、森林保全課からは個別ごとの対応が必要となりますので、一括した変更手続は出来ませんが、令和2年から令和11年度までを見直し期間を定めながら順次、変更手続に取り組んでおりますという回答です。

5ページを御覧ください。

市町村の意見の最後になりますけれども、南会津町からは、南会津では広葉樹林を活用した林業の活性化に取り組んでいるところであり、活用可能な広葉樹における保育や路網整備等の事業を進める上での支援を充実させていただきたいという御意見に対しまして、森林整備課からは、造林補助制度を活用し、広葉樹林の保育間伐の森林整備に加えて、森林作業道の整備に対して

補助を受けることが出来ます。支援の充実につきましては、森林経営計画の対象とすることで、68%の補助となるという回答です。

6ページを御覧ください。

東北経済産業局からは、発電事業に支障がないように留意することという意見がございまして、森林計画課から森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針に記載のとおり適切な管理を行い、災害防止に努めるというところが記載されて対応しているという回答です。

7ページを御覧ください。

県の関係部局からは、御覧のように2件ございまして、砂防課からは、別記に砂防指定地の施業方法と急傾斜地崩壊危険区域の施業方法を追加することという意見をいただきまして、森林計画課からは、御意見のとおり追記しますという回答です。

もう1つは都市計画課からは、田代山等の斜面崩壊地の復旧対応について記載という意見がありまして、森林保全課からは、田代山の崩壊地については国有林となっております。なお、斜面崩壊地については40ページの治山事業の実施に関する方針にその旨、記載しているという回答です。

8ページを御覧ください。

ここからは森林審議会委員の皆様からいただいた意見で、合計9件となります。

まず、1番目、遠藤委員からですが、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していくため、本文にその旨を明記すべきところについては、回答として森林計画課からは、当該計画中に、以下のような文言を追加しますというような対応等をさせていただきます。

2番目、大宅委員からは、先ほど南会津町の市町村の意見と同様の内容が意見としてありまして、これは先ほど回答しました5ページの内容と同じとなります。

9ページを御覧ください。

3番目ですが、遠藤委員の方から森林経営管理事業について、円滑に遂行できるよう、適切な指導・助言または人的・財政支援を望みますというような意見に対しまして、森林計画課から、県の支援策として実施しております市町村支援プログラム、また技術的な支援については各農林事務所の方で個別に対応しています。

更に、林業アカデミーふくしま短期研修の方において、市町村の実務者研修を実施しながら、適切な指導・助言を行っていきたいというような回答です。

4番目、今野委員の方からは、会津地域の計画には、鳥獣害の部分にニホンジカの記載があつて、それ以外の地域には記載がないということに対する

意見について、森林保全課から、他の地域においてもニホンジカを目撃や生息状況を勘案して、他の地域においても同様に文言を追記していきたいという回答です。

5番目、遠藤委員の方からは、次期計画における間伐面積を19,330haと計画しているけれども、今期計画におけるその実績を示していただきたいというような意見については、森林計画課からは、現行計画期間、10年間で推計した場合で、先ほど上段に書いております7,245haの倍となっており、14,490haと見込むというところの実績の回答です。

10ページを御覧ください。

6番目として酒井委員の方からは、荒廃危険地において概成されてあるものもありましたが、計画に影響していることがあったら教えていただきたいということについて、森林保全課からは、令和2年度末時点のデータとなっております。今後巡視等により施設状況等を調査し、必要な場合においては機能の強化・老朽化対策等を検討していきたいという回答です。

7番目として酒井委員の方から、松くい虫やカシノナガキクイムシの被害や現在の状況や対策を教えてくださいということについては、森林保全課からは、保全すべき森林や自然公園区域等の地域において、予防と駆除を合わせた総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と被害拡大防止に取り組むほか、その他の病虫害被害についても対策を講じていく回答です。

8番目として田子委員の方からは、複層林に育成複層林について、かなりの高度の技術というところの認識があるけれども、県としての的確な指導がなされているのかということについては、森林計画課と森林整備課から、複層林の誘導については点状に伐採する方法においては、県において施業技術指針を定めておりますけれども、ほかの帯状や群状による方法等による事例が少ないというところで、多面的機能の持続的発揮を目的に行うそういった複層林施業については、今後必要な技術の情報収集・提供を行ってまいりたいという回答です。

最後11ページの9番目、田子委員の方からは、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林について、その人工造林に係る判断はいつの時点で、誰が行うのかということについては、森林計画課から、各市町村が策定する市町村森林整備計画におきまして、当該森林の区域あるいは区域設定に係る基準を定めていますという回答です。

以上、地域森林計画樹立及び変更（案）に関する意見等の回答の説明を終わりたいと思います。

議長(藤野会長)

ありがとうございました。

これまでの説明について、御意見・御質問等がありましたらお願いいたします。

リモートの方の場合は、手を挙げるマークを付けていただければ、こちらの方から指名したいと思います。

どなたからでも結構です。では、齋藤澄子委員、お願いします。

齋藤澄子委員

すいません。よろしくお願いします。

参考資料の2、8ページです。

森林資源の質的な充実となどがここにおいて、植栽・育成・伐採という形で書いていますが、育成・伐採の後に植栽が入ってくるのだと思いますが、植栽をする場合に、害虫などがこちらの方の中に入ってきてやられているのかが1つ。

その後に20ページのところに、森林計画の対象森林面積の変更というのがあるのですが、こちらの方では阿武隈川とか奥久慈の方で太陽光発電の面積が結構大きく捉えられてるので、県として太陽光発電においてどのぐらいで制限されるというのがあるようでしたらお聞かせいただきたいと思います。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。

今、2つ質問があったと思いますが、2点目の太陽光発電については、委員の皆様にもちょっと御意見を伺いたいなと実は思っていたので、また後ほど、皆様の御意見をいただいてから、県の方にも御意見をいただこうかなと思ってます。

まず1点目の方ですね。1点目の方が、8ページに森林資源の質的な充実のところでは病虫害とかでしたかね。これについては、どういう扱いになるのかというところを御回答いただければと思います。

では、森林保全課の方でお願いします。

森林保全課長
(會田課長)

病虫害で被害を受けた、具体的には多分、カシノナガキクイムシとか松くい虫によるものだと思います。基本的に防除事業の中では、あくまでも病虫害の病木だけの処理になっています。

その後につきましては、被害跡地造林という制度がありますので、そういった形での植栽等の実施が可能であれば、造林補助の中で位置づけられています。

あともう1つ、現在、里山林整備事業の中でカシノナガキクイムシの被害を受けたところについて、樹種転換を行うための補助事業も起こしておりますので、その辺についても活用していただければと思います。

議長(藤野会長)

8ページのところについては、それでよろしいですかね。

はい、ありがとうございます。

ほかの皆様から御意見いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

リモートの皆様もございませんか。

では、無いようでしたら、先ほど、ちょっと話を遮ってしまいました太陽光発電のところについて、少し皆様の御意見をいただきたいなと思っております。

今回の計画書の変更のところにもあるんですけども、資料3の阿武隈川地域森林計画書。ほかの計画書も皆同じように修正が行われているのですけれども。

35ページのところを見てください。

第4 森林の保全に関する事項というのがありまして、その1の(3)土地の形質の変更に当たって留意すべき事項、これのウのところですね、林地開発許可制度を厳正に運用するとともに、太陽光発電施設の設置にあたっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防火施設の設置や森林の適正な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うものとしますと。

このように追加がなされたりしておりまして、やはりこの林地開発許可におけるこの太陽光発電の扱い、これについては、国の方としてもいろいろ考えてるところだと思います。

この森林審議会としては、この林地開発許可を取り扱う会になりますので関連するところではありますが、この森林審議会がこの許可基準を変えるものではありません。

ただやはり皆さんが審査を行うに当たって、気にされることが多いかと思えますので、この林地開発許可、特にこの太陽光発電のところについて何か御意見があれば、皆様から御意見をいただきたいなと思えます。

齋藤澄子委員の方から何か御意見ということで何かありますでしょうか。

もうちょっとこうなった方が良いんじゃないかとかですね。

齋藤澄子委員

保全部会の方が結構、太陽光発電の案件が上がっていますけども、山自体を開発するというよりは、私から言ってもなんですけども、荒地地になるところや田畑を活用していただければ、本当はありがたいことだと思うんですね。

やはり山を伐ってしまっって、植栽も上手くいなくなってしまうたりしたら、今の災害からすると、余り良くないことではないかなと思うんです。

ただ制限することはできないということもお聞きしてるんで、やはり県としてはどんな形で、どのくらいまでの森林を開発許可を出して、これ以上しないとか、そういった制限が設けられてもいいのかなと、何かこの頃思いましたので、その面積とかそういった制限のことが、何か話題になっているか、そういうがあればお聞きしたいと思えます。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。

県の方からは、また後でまとめてお伺いしたいと思います。

ほかの委員の方で何か御意見、御感想とありますでしょうか。

では、齋藤久美子委員、お願いします。

齋藤久美子委員

同じく保全部会に出席をさせていただいて、いつも話題に上がることもなんですけれども。

太陽光発電を造るということは木を伐採してしまい、動物たちの居場所がなくなってしまうので、今、福島はただでさえ鳥獣害被害が多いのに、猿ですとか熊ですとかイノシシの被害がさらに増える結果になるのではないかなと思います。

ただ、太陽光発電を造る山、それが元々、山を持っている方、民地で、その山が手入れを仕切れないで、業者さんに山を売ってしまって、そうするともう太陽光発電の会社はその土地を持ってしまったら、基準に則ってできるものであれば太陽光発電が造られてしまうという状態があるので、私としては県の方にお伺いをしたいのは、山の持ち主の方たちもだんだん高齢化をしていらっしゃるって、手入れがしきれなくて、だったら売ってしまうという方が多いので、そういう方たちに対して何かできることはないのかなということをお伺いできればかなと思います。

議長(藤野会長)

はい、ありがとうございます。

ほか、何か御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

では、緑川部会長の方からお願いしたいと思います。

緑川部会長

保全部会に所属しているもので、太陽光発電いわゆる10ha以上の林地開発等をいろいろ審議しているわけですが、流れを見てみると、だんだん太陽光発電の敷地面積というか、規模が大きくなってきてる。そんな感じがします。

それが山ですので、平らなところもあれば、急峻なところもある。

面積が大きくなれば、急峻のところもやっぱり出てくるということで、そこを開発することによって云々というようなことで、いろいろな問題が生じてくる可能性があるわけですね。

ですから、余り大きな面積を開発するのではなくて、ある程度区割りをして、急峻なところはなるべく開発をしないような、そういう指導というのは、できないものかな、という感じがします。

ただ法的に申請すれば、法的に合致すれば、許可をせざるを得ないっていうのも事実なもので、そこら辺を何とかいい形にならないのかというような感じはしています。

山の下に住んでいる人たちの問題が、今出てきているというようなことで、山を持って人は、先ほど言ったとおり、余り価値のない山であるとか、不在地主であるとか、そういう人たちは売った方が、また貸した方が、山から収入があるということでそういうふうな形になっているという感じがします。

ですから何らかの規制はできないのか。面積の限定とか。保安林というか、

そういうものを作ってるわけなんですけども、急峻のところは、これが大変なのかなという感じがします。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。

今野委員の方から手が挙がってるようですので、お願いしたいと思います。マイクをオンにしてください。

今野委員

規制ができないことは分かっているので、承知の上でちょっとお伝えするのですが、前に保全部会の中にいたときにも、ちょっとお話をさせていただいたんですけども、1つ1つの面積が小さい部分に関しては、ある程度許可をされてしまうんですが、それが隣接するようなところで連続的に開発されていくと、かなり大きな面積になってしまうので、その隣合ってる部分に関しても、ある程度面的に見て欲しいということは、前からお話をさせていただいていたところでした。

その辺も併せて、もうちょっと指導などをしていただけるとうれしいです。

議長(藤野会長)

はい、ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

よろしいですかね。

では、いろいろ意見は出てまいりましたけれども、まとめていきますと、特に県の方への質問というところでは、まず1つ目は、量的な制限はできないか。というところですか、その連続的なものを相対的に見て、広域的なものだからというふうに見ることは可能かどうかという話と、あとは森林を伐採することになるので、それによって動物が移動して里山の方に下りてきて被害が増えるのではないかと。

またですね、そういう森林を売ってしまう人も、まさに売ってしまうと言ってしまったんですけども、お金のことを考えたら、売ってしまった方が経済効率がいいと。

それを買った人たちは、太陽光を置いた方が効率がいいと。

そういうふうになっているので、そもそも山を売ることになってしまう所有者さんへの対応とかそういうのはできるのでしょうか。というような御意見があったかと思います。

県の方で、お答えがあるようでしたらお答えいただきたいですし、併せて、現在、県の方ではどういう感じで太陽光発電と林地開発許可のところについて、考えられてるところ、もしくは何か最新の動向などがあるようでしたら、情報提供いただけるといいかなと思います。

では、森林保全課長の方で、お願いします。

森林保全課長
(會田課長)

今の現行制度の中での対応について、御報告させていただきたいと思います。

まず、量的な規模の関係ですね。何haまでかという。これは森林法の林地開発許可においては制限は定められておりません。

かつてゴルフ場開発要綱というものを県で定めておりまして市町村の一定面積まではゴルフ場開発を認めますけども、それ以上は認めないというものがありません。

この太陽光発電については、県としてそういった計画は作ってございません。太陽光発電に伴う林地開発、急なところがどうなのかということなのですが、これにつきましては、令和元年12月に国の方から通知が出ておりまして、具体的には30度以上の急斜面、自然斜面のところに太陽光パネル設置するときには、そこが崩れないように擁壁を造ったり、あとは排水施設を造るように開発許可の基準が変わってます。

また太陽光パネルを設置すると流出係数、水が出る割合というのが、今まで太陽光パネルの下を緑化して草地にすれば0.7でいいですよっていう計算だったのですが、その通達からは0.9を使ってくださいとありました。

ですから降った水は、ほとんど流れるという基準に改正されました。

そういった形で計算をするとともに、併せて緑化をしてくださいという形で、元年12月に改正されました。

更に、1個1個の太陽光の面積というか、基本的に林地開発の場合は、1つの開発は20haまでという形になっていまして、その周辺には残置森林という形で、周辺に森林を残してくださいと。

例えば、20haの開発ですと実際、30m以上の森林を残してください。更に尾根を超えての開発とか尾根部があるときには、その尾根は太陽光パネルを設置するのではなくて、残置森林で山を残してくださいという形に開発の許可の基準が変わっております。

元年12月に国から通達が出ましたので、新たな許可申請ですが令和2年4月からそういった基準で、現在、行っているところです。これにつきましては、既に許可になったところには遡及しませんので、令和2年4月以降、その時点でレイアウト協議が終わっていないものについて適用させていただいてるところでございます。

あと一体性の考えですが、小さなものが幾つもあった場合それがどうなるかということですが、これは一体性の考え方が決まっております、同じ土地所有者の方、その人がいろいろな業者にバラバラに開発させた、例えばそれぞれ2ha、2ha、2haとかという場合は、同じ土地所有者ですので、基本的にその場合はバラバラだったとしても、1つの開発として行います。ですから2haが5つに分かれれば10haの開発という形での処理を行うことになっていきます。

一方で違う会社や土地所有者がバラバラ違う場合も、例えば1つの道を使って入っていく、そういう場合は一体性という形で同じ流域であれば1つの開発として手続を行うという形で現在も審査を行っております。

あと今年の夏に、静岡県の熱海町で土石流災害が発生いたしました。その災害を受けて、現在国で盛土とか、そういったものについてどう規制にあるべきか、ということで現在、検討会を立ち上げて検討しております。一応、

年内には方針を定めるという形で聞いておりますので、具体的なのが出た段階で、国の関係法令等が変わっていくと思いますので、その法令を受けて、県として対応していくという考えでございます。以上です。

議長(藤野会長) 森林計画課の方から、お願いします。

森林計画課長(柳田課長) 齋藤久美子委員から御質問ありました手入れができない場合に、山を売ってしまうような所有者さんの場合、どういう対策があるかということですが、これにつきましては、所有者さんの個人的な所有権の問題もありますが、国の方でその辺を問題視し、令和元年から森林経営管理法というものが施行されております。

この新たな森林管理システムの取組につきましては、基本的には森林所有者の方に適切な森林を管理してくださいということを明確に示してございます。ただ、そうはいつでも高齢化とか、その森林を相続する方がいないなど問題もあって、所有者自らが山を経営できない場合については、市町村がその森林経営管理の委託を受けて林業経営するというような形で、林業経営に適した部分については、意欲と能力のある林業経営に再委託し、再委託できない場合には、再委託に至るまでの間、森林について市町村が管理する。これについては、令和元年度から譲与されております森林環境譲与税の中で対応していくということで、中々、森林の売買は難しいところでございますが、国・県も一緒になって、その辺の森林を適切に管理してくようなシステムについて、支援しているところです。

現在の県の状況でございますが、令和元年度からそれらの取組を始めまして、令和3年度現在、ほとんどの市町村で、その部分についての取組を始めてございます。まだ若干取組がない市町村もございますが、その辺についても、いろいろ助言等、支援しながら進めていきたいなというふうに思っております。

議長(藤野会長) はい、ありがとうございます。

県の方からいろんな情報提供ありましたけれども、それについて何か確認したいこととか、御意見とかありますでしょうか。

では齋藤久美子委員、お願いします。

齋藤久美子委員 貴重なお話ありがとうございました。

勉強のために1つお伺いしたいんですけども、国が決めた法律に基づいて森林計画を立ててらっしゃると思うんですが、逆に福島県は森林面積が多いので、国の計画に基づいてやった太陽光発電ですとか、森林整備でいろいろ起こる問題があるかと思うんですけども、そんな起こった問題を逆に県から国に報告をしたり、いろんな意見を言ったりというそういう機会は、どういうところにあるのか教えていただいてもよろしいですか。

議長(藤野会長) 森林保全課の方で、お願いします。

森林保全課長
(會田課長) 林地開発許可に関しての案件ですけれど、これにつきまして毎年ブロック会議という形で林野庁の担当者をまじえて会議を持っています。

更に、1局4県という形で関東森林管理局と福島近県の県で作っている会議を持ってるんですが、その場におきまして、具体的な林地開発等の問題等が起きたものについては、情報を共有しながら制度の関係とかそういったものについても国に対して要望しているところです。

実際的には法律で定まった内容で行っておりますので、それを超えて県としてはすることができないというのが現実ですので、その辺についていろいろなこういう問題が起きてるという形で、情報共有をさせていただいてるところです。

議長(藤野会長) よろしいですか。

はい、ありがとうございます。

ほかの方で何か御質疑、確認の御質問とかありますでしょうか。

よろしいでしょうかね。

参考までに申し上げますと、先ほど山を売る方への対応ということで、一応法律では、森林経営管理法というのができましたけれども、私が専門でして経済学でいうとですね、もしそれに山を売ることによって被害を被ることになるのであれば、被害を被る人たちがお金を出して、その所有者さんにどうぞ山をお金を差し上げますので山を売らないでくださいと。今で言うとクラウドファンディングと言っていいかもしれませんが、そういうような法律によらない経済ベースのやり方なんかもあるかと思えます。

まだ大きな被害が出ることもなかなかないので、具体的に動くことはないでしょうけれども、多分あと20年後ぐらいになると、太陽光発電も倒産が恐らく出てきてですね、太陽光パネルそのまま放置すると。

ではこれを誰が処理するんですか、という議論を恐らくこの森林審議会でも議論に上り、最終的には国税なのか県税なのか分かりませんが、税金で賄って廃棄処分を行っていくということも必要になろうかと思えますが、そうなった時にこの森林審議会としても法律に則ったことしかできません、ということにはなろうかと思えますが、こういう感じの意見を出し合うような機会というのも、たまには設けてもいいかなと思ってちょっと今日は意見を皆さんからちょうだいいたしました。

県の方としても大変かと思いますが、また県の方針が出てくると思いますので、それに則って対応していただければと思います。

今日はですね、太陽光発電がメインではなくて、この地域森林計画についてでございます。

これまでのところで、この地域森林計画の樹立とこの計画の変更に関して

は、特に大きな御質問等もないようですので、この議案第1号をですね、原案に異議がないものとして答申しようかと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長(藤野会長)

はい。

では、答申は次第のとおり審議会の閉会後に行いたいと思いますので、事務局において、準備をお願いいたします。

では、次の議題に移らせていただきます。

次は議事の(2)報告事項となります。

森林環境放射性物質モニタリング調査の結果について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

(宗方主幹)

それでは、資料7により説明させていただきたいと思います。

森林環境放射性物質モニタリング調査の結果について、説明していきますけども、県が平成23年度から実施しているモニタリングの内容についてですけども、御覧の画面にあるように、1から4までの順に説明していきたいと思います。時間の都合上、ところどころ省略させていただきたいと思います。

次、お願いします。

モニタリング調査は、避難指示区域の解除に応じて調査点数を増やしまして、令和2年度では、1,300箇所の実施をしています。

次、お願いします。

空間線量率の測定は、このように標準木の周辺5点で計測いたします。

標準木の下と、それぞれ東西南北に周辺で5点測定いたします。

次、お願いします。

立木の試料の採取は、写真のように1本の木から部位別に採取して分析を行っていきます。

次、御覧ください。

土壌の方については落葉層と土壌層に区分をしまして、試料を採取します。

次に、モニタリング調査の概要を説明していきたいと思います。

御覧のように、原子力発電所から80km圏内、その円を書いているところが80km圏になりますけども、その圏内は4kmメッシュ、会津中心としたその圏外については10kmメッシュで、そのメッシュの青のポイントは、空間線量率を測定している箇所となります。

次は、空間線量率の管内別測定結果となりますけども、御覧のように相双管内が非常に高い値となっているところです。

説明しました管内別のものを、福島県の地図に色分けして落とした結果が御覧のような形になっておりまして、県南、会津、南会津は濃い青色で全て0.23 μ Sv/h未満となっております。

また、帰還困難区域周辺などでは、1.00 μ Sv/h以上となる、緑色から赤にかけての色が点在してるのが分かるかと思えます。

次、御覧ください。

これは避難指示解除準備区域内及びその周辺の空間線量率についてです。

2011年からの推移を色分けしながら示した図で、この図で見えていきますと、年を追うごとに、青の区域が増えているのが分かるかと思えます。

次、御覧ください。

過去の調査データとの比較になりますけども、これは各年度の空間線量率を示したグラフと表で現しておりますけども、グラフについては平成23年の紫から令和2年度の赤まで概ね、物理的減衰に従って低減しているところが、この各グラフの傾きが下がっていることから分かるかと思えます。

次を御覧ください。

グラフは放射性セシウムの減衰曲線になりまして、先ほどの調査結果と比較してみますと、ほぼ計算上の放射線量率の減衰と同じく減衰していることが分かるかと思えます。

次を御覧ください。

今後の空間線量率の予測についてですけれども、空間線量率の物理的減衰のラインと実際の調査結果の平均値をプロットしたグラフになりまして、ピンク色の部分の点が実測値になります。実測値がほぼ物理的減衰による線量の予測のライン上にあることが、このグラフから分かるかと思えます。

次を御覧ください。

参考としまして、航空機モニタリングの調査結果もお示ししております。

これは県内の森林の全平均は、赤枠で示してありますように0.241 μ Sv/hとなっております。

次を御覧ください。

今後、これまで調査してきた結果から今後の空間線量率の分布予測を示したものになります。計算していきますと表のように、25年後の2036年には、0.13 μ Sv/hまで低減するということが見込まれております。

今までは、空間線量率のお話をしてきましたけども、ここからは樹木土壌の放射性セシウム濃度の測定結果を説明していきたいと思います。

御覧になってるものが、樹木調査箇所の位置図を示したものとなります。

次を御覧ください。

空間線量率とセシウム濃度の関係となりまして、これは立木における空間線量率と放射性セシウムの濃度の関係となりますけども、各グラフは横軸に1メートルの高さの空間線量率、縦軸に各部位の放射性セシウムの濃度を示しておりまして、空間線量率が高いほど材等に含まれる放射性セシウム濃度も高い傾向にあります。

次を御覧ください。

木材に含まれるセシウム濃度の平均値の経年変化をそれぞれ御覧のようなシート17から19ページまで示しておりますけども、外樹皮・心材・辺材を樹種別に見てみたものとなり、概ね減少傾向にあるというところでここについては、説明を割愛させていただきたいと思いますので、後ほど御覧ください。

シート20ページを御覧ください。

木材に含まれるセシウム濃度について、見ていきたいと思いますが、今回の調査で最も高い濃度を計測したのが、帰還困難区域に隣接する調査地から採取しましたヒノキで、kg当たり2, 100Bq/kgという値でした。

この数値を林野庁が示しております木材で囲まれた居室を想定した場合の試算結果に基づいて計算していきますと、追加被曝線量の試算した結果、年間0. 050mSv、1時間あたりにしまして、0. 007 μ Sv/hとなります。

自然放射線による年間被曝線量は、2. 1mSvに比べて非常に小さくあることが分かるかと思います。

なお、学識経験者に確認したところ、この数値は環境や健康への影響は、ほとんどないというレベルの回答でした。

次を御覧ください。

立木とか土壌のほか、葉っぱの濃度もこれまで計測しております。

ここについては、後ほど御覧ください。

次、御覧ください。

シート22は、樹皮に含まれるセシウム濃度についてです。樹皮に含まれる放射性セシウム濃度と空間線量率の結果から、8, 000Bq/kgを超える樹皮が想定される空間線量率を回帰式から推定しました。

全樹種平均で1. 60 μ Sv/hとなりまして、今回の結果では、詳細調査81箇所中8, 000Bq/kgを超える樹皮が計測されたのは1箇所のみで、その空間線量率は3. 07 μ Sv/hの場所でした。

次は、シート23の林野庁が毎年調査している取りまとめ結果から御案内したいと思いますが、森林内の放射性セシウム95%以上が、土壌の0～5cmに分布しているというような状況になっております。

シート24はこれまで説明しましたまとめとなりますので、後ほど御覧ください。

次シート25からはこれまで各地域において間伐等の放射性物質対策の実証事業を行った結果について説明していきたいと思っております。

シート26を御覧ください。

間伐施業後による空間線量率の変化をモニタリングしてきました。

グラフは、平成24年間伐実施後、経過した空間線量率が8年6か月後もずっとその線量率の低下したものが維持されながら下がっているという部分を示しております。

次シート27を御覧ください。

間伐に係る実証効果のほか、林床の被覆マルチングというところについても、これまで実証を行ってまいりました。

シート28を御覧ください。

広葉樹の萌芽に含まれるセシウム濃度についてですが、放射性セシウムの濃度は、平成25年から27年度にかけて、セシウム濃度が大きく低下しておりますが、それ以降の減少幅は少なく推移しているところです。

樹種別で見えていきますと、ミズナラ、サクラは、コナラに比べましてセシウム濃度は低い結果となっております。

シート29を御覧ください。

コナラの萌芽枝についての幹部のセシウム濃度の低減率は鈍化傾向にあります。

葉のセシウム濃度は、2014年から大きな変化はないようなところになってます。

シート30を見てください。

森林火災発生箇所における放射性物質の動態調査ということで、沢水を採取しまして、放射性セシウム濃度も測定してまいりました。

シート31はその結果となり、沢水の調査結果は、令和2年度の測定では全ての検体で検出限界値未満という結果となっております。

32ページは実証事業のこれまで簡単に説明してきた取りまとめ結果となっております。後ほど、御確認ください。

最後のページになりますけども、県としてはこれらの調査を今後もモニタリング調査及び立木・萌芽枝等の放射性物質の濃度観測を継続していくこととしています。

速足ではありましたが、森林環境放射性のモニタリング調査の結果について、説明を終わらせていただきたいと思います。以上です。

議長(藤野会長) はい、ありがとうございました。
ただ今、報告事項の説明がありましたが、御質問がありましたらお願いいたします。はい、齋藤澄子委員、お願いします。

齋藤澄子委員 すいません。このモニタリングの調査は、1か月に1回くらいやるんでしょうか。どのぐらいの頻度で、やっていらっしゃるか教えていただけますか。

議長(藤野会長) お願いできますか。
森林計画課の方から、お願いします。

森林計画課長(柳田課長) 月1回とか、そういう年間何回というわけではなく、同じ時期に全部の箇所はできないので、順番でやって、それを基準日に合わせて線量の補正をしているという状況になります。
年間を通して箇所ごとに調査をしております。

議長(藤野会長) イメージがわかりますか。

森林計画課長(柳田課長) 1,300箇所を同じ日に全部はできないので、それぞれの箇所を調査します。ただ時間軸がずれてしまうので、それを基準日に補正して、同じ日の線量率ということで出しております。

議長(藤野会長) はい、どうぞ。

齋藤澄子委員 すいません。
農林事務所とかそういうところで、各農林事務所でやるんじゃないかと、どこか委託とかそういうので行っているのですか。

森林計画課長(柳田課長) 原子力災害直後、平成23年は県直営でやっておりましたが、箇所数が多いので、県職員だけではできないということで、現在は、委託業者様に委託をして、全県を調査してもらってます。

議長(藤野会長) よろしいでしょうか。
はい、ほかいかがでしょうか。
よろしいですか。はい、では白岩委員、お願いいたします。

白岩委員 分からないので教えていただきたいんですが、建築向けの材木とか、バイオマスも、もちろんそうなんですけども、出荷制限がかかっている、この材は流通してはいけませんよとか、そういうものがあるのかどうか教えていただきたいです。

議長(藤野会長) 林業振興課、お願いします。

林業振興課長(矢吹課長) 木材の出荷制限の基準等につきましては、まず森林内の空間線量が $0.5\mu\text{Sv/h}$ 以下であれば伐採・搬出が可能となります。
その後、原木市場でも線量を測定しますし、製材工場においても線量を測定します。
さらに、先ほども資料にありましたが、県においても製材品の表面線量測定をするなど、安全なものが流通しています。以上でございます。

議長(藤野会長) はい、ありがとうございます。
ほかいかがですか。では、緑川委員、お願いいたします。

緑川委員 福島県ではシイタケの原木っていうのは、過去に大量に出荷していたわけですが、10年前の事故以来、シイタケの原木が出荷できない。
その原木を利用して、シイタケを栽培することができなくなってきたということなんです、この資料7の28ページの中で、コナラはちょっと高いんですけども、ミズナラはだいぶ下がってるということで、この状態の中で、シイタケの原木として利用はできないんでしょうか。

議長(藤野会長) いかがでしょうか。では、林業振興課の方からお願いします。

林業振興課長(矢吹課長) きのこと原木の場合、指標値が 50Bq/kg 以下の場合使用可能となっております。
この資料の数値がどの状態での数値なのか詳細については分かりませんが、原木を使用する場合は 50Bq/kg 以下、菌床用培地については 200Bq/kg 以下となっております。

議長(藤野会長) 現状としては、出荷制限はどういうふうな状況でしょう。
原木については、多分そういう御意見ではないのかなと思うんですけども。

緑川委員	<p>50Bq/kg以下というミズナラの場合、この表の見方というのは、ミズナラの場合、1番新しいもので18Bq/kgですよ。</p> <p>ただ芽だから、幹じゃないから、ちょっとそこら辺が、流動的だろうと思うんですけども。</p>
森林計画課長 (柳田課長)	<p>委員おっしゃるとおりで、この萌芽枝は1年生で出たときの萌芽枝の調査なので、それが20年とか、原木として使えるまでの数字ではありません。</p> <p>この段階の濃度ですから、それが今後、育ってどうなるかっていうのは継続して調査しなくてはならないんです。この数値がそのままその原木で使えるかどうかという数値の指標にはならないということで、御理解いただければと思います。</p>
議長(藤野会長)	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ただ今の報告事項については、ここまでとしたいと思います。</p> <p>以上で本日の審議を終了いたします。</p> <p>以上で、議長の職を終わらせていただきたいと思います。</p> <p>皆様御協力ありがとうございました。</p> <p>司会をお返しいたします。</p>
司会 (稜川総括主幹)	<p>藤野会長、ありがとうございました。</p> <p>また、皆様には、長時間にわたり熱心に御審議いただきありがとうございました。</p> <p>それでは次第の6に移ります。</p> <p>その他でございますが、事務局、お願いいたします。</p>
事務局 (宗方主幹)	<p>事務局より1点ほど、連絡がございます。</p> <p>本日の議事録についてです。</p> <p>議事録につきましては整理の上、御発言いただきました各委員に御確認をいただきまして、議事録署名人の署名後、写しを全員にお送りいたします。</p> <p>なお、議事録は森林計画課ホームページで公表いたしますのであらかじめ御了承願います。</p> <p>事務局からの連絡事項は以上です。</p>
司会 (稜川総括主幹)	<p>皆様よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして福島県森林審議会を閉会いたします。</p>